

えた支援) ○施設長や管理者の育成が先では。○介護職を集めるのは大変。専門職だけでなく、ほかの仕事を持っている人にも携わってもらう。専門職に任せるのが安心という考えから脱却する。○AIを利用できないか。等々の意見が出ていました。

分科会に参加して、我が子が「自分らしい暮らし」を送るために大切なことをいろいろ学ぶことができました。そして、親亡き後、本人の思いに寄り添い「自分らしい暮らし」を支えてくれる支援者の存在が、何より必要なことを再確認し、田中氏の「(相談支援専門員等)地域の資源になりうる人を育てよう!」という言葉を胸に刻み、分科会を終えました。

分科会 Eコース 「権利擁護」の推進

福島育成園支部 松村 ユカ

権利擁護の推進の研修会に参加しました。テーマは「知的障害者の理解促進と権利擁護」です。

前半は、関哉直人弁護士による基調講演でした。障害者差別解消法を軸に、理解促進の必要性について①尊厳 ②障害特性 ③要配慮 ④個人 ⑤誤解除去に分類し、それぞれのアプローチの特徴を説明していただきました。これらを含めて、楽しく理解促進活動をされているキャラバン隊の紹介へと続きました。今回は当事者の保護者である方々が、学校を中心に活動されているスライドを拝見しました。キャラバン隊の皆様の“寸劇”は、どの方も笑顔で楽しんでされている様子が見え、それをしている子ども達は、後ろ姿ばかりだったので表情はわかりませんが、見た感想の文面からは、障がい者を差別してきたが、心を改めた。また、嫌いだったけれど、反省して力になりたい等々、前向きで、まさに差別を解消するという意見がたくさん出ていました。このような活動で理解の輪が広がっていく大切さと必要性を改めて感じました。

後半は、①中央情勢報告 ②実践活動報告 ③シンポジウムの三本立てでした。①では、厚生労働省 虐待防止専門官 片桐公彦氏による現在、国で取り組んでいる施策や状況などの説明がありました。特に障がい者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について重点的に話されました。“通報は、全ての人を救う”早ければ早いほど、被害者、加害者側とも、被害や責任を最小限で止めることができるという事です。気づいて多少お節介かもしれないけれど通報する。もし、自分が直面したら、判断は難しいかもしれませんが、勇気を持って行動に移したいと思いました。

②は「やってみよう!キャラバン隊」と題して練馬手をつなぐ親の会会長 森山瑞江氏、杉並区手をつなぐ育成会会長 永田直子氏による活動のお話でした。2つの会の長所・短所をそれぞれ活かしてキャラバン隊を結成したことや実践されている内容、そしてその後を、順序良くわかりやすく説明していただきました。最後に自分たちが伝えたかった事、それは、権利を振りかざしているのではない事を理解してもらい、共に生きる社会を一緒に実現するために私たちも努力していきたいと締めくくられました。

③シンポジウムでは、関哉弁護士をコーディネーターとして、同じく弁護士であり明石市社会福祉協議会権利擁護推進担当課長 青木志帆氏、杉並区手をつなぐ育成会会長 永田直子氏、大阪手をつなぐ育成会理事長 坂本ヒロ子氏をシンポジストとして、それぞれの取組の報告がありました。皆さんの熱のこもったお話で、あっという間に時間が過ぎていきました。

この研修を受けて、共存・共生社会を築いていくには、多くの理解を得る事はもちろん、こちら側も常に何らかの情報発信をしていく大切さを学ばせていただきました。

〈分科会Eコース「権利擁護」の推進〉



分科会 Fコース 「障害児者のきょうだい」の話をしよう

メープル 管理者 角森 佐岐子

Fコースは、「本人の思い・親の思い・きょうだいの思い・きょうだいの会」をテーマに開催されました。

午前、金沢大学研究員 松本理沙氏の講演、午後は同氏のコーディネートによるシンポジウムがありました。

松本氏は、自身も「きょうだい」の立場であり、育ちの中で感じていたこと、研究からの分析を話されました。中でも、障がいのある家族との出会いまでの人生経験を『親は半生、きょうだいは一生』と表現されたのは重い言葉でした。すなわち、「きょうだい」は